

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センターの理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については報酬月額、業績手当及び診療業務手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の規定にかかわらず役員が、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程（以下「職員給与規定」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼ねるときの役員には、職員給与規定により支給される給与及び役員手当として月額30,000円を支給する。ただし、支給される給与に職員給与規程の経過措置が適用される職員には、役員手当は支給しない。

3 常勤の役員に対する報酬額は、報酬月額と業績手当の年間合計額が、第3条第3項により増額する場合を除き、別表に掲げる役員の区分に応じた報酬額を超えない範囲内において、理事長が定める。

4 非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、日額30,000円以内で理事長が定める。

5 職員を兼務する役員以外の役員の通勤交通費は勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(業績手当)

第3条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤の役員（それぞれの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者を含む。）に対して支給する。

2 業績手当の額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を業績手当基礎額とし、それぞれ100分の195を超えない範囲を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 業績手当の額を定めるにあたっては、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会が行う業績の評価の結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前条第3項の規定にかかわらず、前項の規

定による業績手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(診療業務手当)

第4条 常勤の役員が診療等の業務を行う場合は、次のとおり診療業務手当を支給することができる。

業務	手当月額
外来等診療業務	200,000円 ※入院に係る診療業務に携わる場合50,000円を加算

(旅費)

第5条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、職員の例による。

(支給日)

第6条 常勤の役員の報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、理事長が別に定める。

(日割計算)

第7条 新たに常勤の役員になった者には、その日から報酬月額を支給する。

2 常勤の役員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬月額を支給する。

3 前2項の規定により報酬月額を支給する場合における日割計算の方法は、職員の例による。

(退職手当)

第8条 役員の退職手当は、支給しない。ただし、職員が役員を兼ねるときは、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター退職手当規程に基づき支給する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 役員の報酬等の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第2条第3項)

役員区分	報酬額
理事長	16,600,000円